

公共交通デジタル化普及事業委託業務技術提案作成要領

1 業務名

公共交通デジタル化普及業務

2 業務内容

公共交通デジタル化普及業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 提出書類

- (1) 企画提案書（様式第3号：表紙） 【正本1部＋副本3部】
 - (2) 実施計画書（任意様式） 【正本1部＋副本3部】
「5 実施計画書等の評価基準」に記載する評価項目について説明する実施計画書を提出すること
 - (3) 企業（団体）の概要（様式第4号） 【正本1部＋副本3部】
 - (4) 類似業務の受託実績（様式第5号） 【正本1部＋副本3部】
 - (5) 実施体制（様式第6号） 【正本1部＋副本3部】
 - (6) 見積書（任意様式） 【正本1部＋副本3部】
積算根拠を具体的に記載し、本業務にかかる経費を全て計上すること
 - (7) 誓約書（様式第7号） 【正本1部】
- ※提出書類の規格は全てA4版とすること。

4 審査方法等

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、公共交通デジタル化普及業務業者選定委員会の委員が実施計画書及び見積書並びに提案者によるプレゼンテーションをもとに「5 実施計画書等の評価基準」に基づき評価し、評価点の合計点が最も高かった者を契約候補者に選定する。ただし、提出された企画提案書等が1者のみであった場合は、プレゼンテーションによる審査は行わず、提出書類による書面審査を行う。
- (2) 合計点が最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は、実施計画書の評価点が高い者を契約候補者とする。実施計画書の評価点が同じときは、実施体制の点数が高い提案者を最優秀提案者とする。
- (3) 提案を行う者が1者のときは、評価点の平均点が50点以上であることを選定の最低条件とする。

5 実施計画書等の評価基準

評価項目		評価基準	配点
実施計画書	(1) 運行情報データ整備・活用勉強会(仮称)の開催	データ整備、リポジット登録及び活用分析まで一連の流れが理解できる内容が提案されているか	10
		事前準備、当日運営及びフォローアップ等について具体的な実施方法が提案されているか	10
	(2) 運行情報データ整備に係る市町村・交通事業者担当者への相談対応	市町村や交通事業者に対する継続的な支援体制が具体的に提案されているか	10
	(3) 公共交通利用者のデジタルリテラシー向上勉強会(仮称)の開催	対象となるデジタルサービスの知見が十分にあり、市町村担当者等が実務に活かせる内容が具体的に提案されているか	10
		仕様書の内容に加え、目的達成に資する具体的な提案がなされているか	10
	(4) 公共交通DXセミナー(仮称)の開催	交通事業者・市町村とサービス提供事業者とのマッチングにつながる内容が提案されているか	10
		事前準備、当日運営及びフォローアップ等について、具体的な実施方法が提案されているか	10
	類似業務	類似業務の受託実績	類似業務における実績及び経験を有するか
実施体制	業務実施体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか	10
見積書	見積金額	見積金額が低額であるか	10
合計			100